広島県告示第三百二十九号

平成二十年三月三十一日ように改正し、平成二十年四月一日から施行する。平成十六年広島県告示第七百七十二号(証紙代金収納計器の取扱人の指定)の一部を次の

広島県知事 藤 田 Щ